

## 出資法人経営評価委員会設置要項

### (設置)

第1条 「出資法人の経営評価の実施に関する要綱」(平成19年6月1日制定)に基づき、出資法人の経営状況を分析・評価するとともに、経営改善策の検討・助言等を行うため、出資法人経営評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 評価委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 経営指標等の分析による経営状況の評価
- (2) 組織体制、人員体制等の組織運営上の課題検討
- (3) 事業効果や公益性の程度等の分析による行政的評価
- (4) 評価の低い出資法人の経営改善策の検討・助言
- (5) 経営が悪化した出資法人に対する経営分析と改革案の作成
- (6) 改革プランの点検評価
- (7) その他必要と認める事項

### (組織)

第3条 評価委員会は、委員4人をもって組織する。

- 2 委員は、総務部次長(人事課長事務取扱及び財政課長事務取扱となる次長を除く。以下同じ。)、政策企画グループ政策参事、行政経営管理課長、出納局管理課長とする。

### (委員長)

第4条 評価委員会に委員長を置き、総務部次長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 評価委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を評価委員会の会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

### (書面による議決)

第6条 委員長は、評価委員会を招集することができないと認めるときは、議事の内容を明らかにした議案書その他必要な資料を委員に送付し、その意見を徴し、その結果をもって委員会の議決とすることができる。

2 前項の規定により議決を行った場合、委員長は議決の結果を委員に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、総務部行政経営管理課において処理する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成19年6月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成21年2月10日から実施する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和2年11月4日から実施する。